

順化公民館

〒910-0005 福井市大手 3-16-1

TEL/FAX: 20-5458

mail:jyunka-k@mx1.fctv.ne.jp

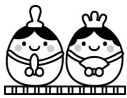
URL:https://jyunka-k.com



公民館 HP

←デザイン 順化小学校 6年 H・Iさん

順化地区人口：3,324人 世帯数：1,706世帯（令和6年2月1日現在）



公民館の正面玄関におひな様を飾りました。子どもたちはオルゴールを鳴らしたりして、ひなまつりを楽しみにしています。



あかりをつけましょ
ぼんぼりに〜♪

お道具がいっぱい!

豪華!

かわいいね〜♪



北陸新幹線 福井駅開業!!

2024.3.16 (土)

ついに!

福井にも!



北陸新幹線開業日前後は、交通機関等が大変混雑することが予想されます。帰省される方は早めのご準備をお願いします

「令和5年度 順化地区はたちのつどい」を
実施しま〜す!!



順化地区はたちのつどい実行委員
青少年育成福井市市民会議順化支部

なつかしい順化小学校の先生や友達と再会し、心ゆくまで
語り合しましょう! 実行委員が楽しい企画を考えています♪

日時 令和6年3月16日(土)

11:30 ~ 14:30頃 ※11:00~受付

場所 順化公民館 大ホール

内容 集合写真撮影・式典・懇親会(会食あり)
順化小学校見学ツアー等を予定(*^-^*)

参加費 無料

連絡先 順化公民館 TEL&FAX 20-5458

3月の行事予定

- 3/1(金) ゆうゆうサロン
- 3/2(土) 甘酒づくり教室
- 3/6(水) 自主グループ代表者会議
- 3/8(金) ゆうゆうサロン(午前/午後:麻雀)
- 3/9(土) お花の寄せ植え講座
- 3/15(金) 一人暮らし食事サービス
- 3/15(金) ゆうゆうサロン(午前/午後:麻雀)
- 3/16(土) 順化地区はたちのつどい
- 3/28(木) 春の花壇づくり



休館日

3月 4(月)・11(月)・17(日)・18(月)・
20(水)・25(月)



(毎月曜 第3日曜 祝日 月曜祝日の翌日)

開館時間：午前9時~午後9時(日曜は午後5時迄)
※ただし夜間利用がない日(火~土)は午後5時閉館

毎月第3日曜日は
「家庭の日 家族ふれあいデー」です。

【福井市市民憲章】⑤すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
《実践目標》 ふくいの魅力 学んで知って 広めよう



↑デザイン 順化小学校6年 西川 絢乃さん

健康長寿事業

手話カフェ「かめさん」
※詳しくは3月にお知らせ予定です

【日時】 4月6日(土)
11:00~15:00頃

順化福井学事業・順化放課後子ども教室共催
天一マジックショー・手品であそぼう が開催
されました。 2月21日(水) 15時~



マジシャン ヘンリーさん
マジシャン ハジメさん
のお二人です。



トランプを使ったマジック
や、鳩が出てきたり・空中
に浮いたりで、
驚きの連続でした。



大勢の皆さんのご参加、
ありがとうございました。

自主グループ代表者会議のご案内

日時：3月6日(水) 14:00~
場所：順化公民館 大ホール
対象者：自主グループ代表者の方
お願い：年に一度の大事な会議になります。
代表者のご都合がつかない場合は、代理の方(講師以外)が必ず出席下さい。
また、急な欠席の場合は、必ず公民館までご連絡をお願いします。

福井市市民憲章事業 ご協力頂ける方募集!

春の花壇づくり

日時：3月28日(木) AM 9:30
※雨天時の延期については、HPでお知らせします

場所：順化フラワーガーデン
「順化フラワーガーデン」は順化公民館・小学校
さくら通り側駐車場花壇の愛称です

内容：秋に種まきしたポットの苗を
フラワーガーデンに植えて頂きます

持ち物：帽子・軍手・シャベルなど

問合せ：順化公民館 20-5458

3月20日~26日は
春の火災予防運動

- ・火災が発生しやすい時季となります。
火気の使用には十分注意しましょう。
- ・ご自宅を火災から守るため住宅用火災警報器を
設置するとともに、適切な維持管理に努めましょう。

正しい119番の利用を!

119番通報は火災や救急事故を
いち早く通報するためのものです。
災害や休日診療に関するお問い合わせは
Tel25-9999 をご利用下さい。

福井市中消防署(Tel22-0119)

春の福井市を美しくする運動

不死鳥のねがい(福井市市民憲章事業)

実施期間：3月10日(日)~17日(日)

私たちのまちを、みんなの協力できれいにしまし
よう!!

清潔で美しいまちづくりのための
市民一斉清掃運動です。

<福井市市民憲章>
3. すすんで くふうをこらし 清潔で美しい
まちをつくりましょう

自治会長様は、別途配布の実施報告書をお取りま
とめの上、3月末までに公民館へご提出をお願い
します。

